

# 長野県いじめ防止に関する総合対策推進条例（仮称） 骨子素案 （26.11.12）

## 1 目的

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法第71条。以下「法」という。）の規定を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に進めることを目的とします。

## 2 定義

### (1) 「いじめ」

児童等に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

### (2) 「学校」

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く）をいいます。

### (3) 「児童等」

学校に在籍する児童又は生徒をいいます。

### (4) 「保護者」

親権を行う者をいいます。

## 3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、次に掲げる事項を基本として行うこととします。

- (1) 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指します。
- (2) 児童等がいじめを行わないように主体的に取り組めるようになることを目指します。
- (3) 県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指します。

## 4 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはなりません。

## 5 県の責務

県は、国、市町村その他の関係する機関及び団体と連携協力し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行います。

## 6 学校の設置者の責務

学校の設置者は、設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な対策を講じます。

## 7 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、次に掲げる事項を行います。

- (1) 保護者等と連携し、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。
- (2) 教職員の言動が児童等に影響を与えることを認識します。

## 8 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、次に掲げる事項を行います。

- (1) 自らを大切に思う気持ちや他の人を思いやる心を育み、規範意識を養う教育に努めます。
- (2) 保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に保護します。
- (3) 学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

## 9 県民の役割

県民は、児童等が安心して学習その他の活動に取り組める地域づくりのため、いじめ防止等に向けて主体的な取組を行うよう努めます。

## 10 いじめ防止基本方針

県は、法第 12 条の規定により、いじめの防止等のための対策の推進について必要な事項を、基本的な方針として定めます。

## 11 啓発

県は、次の事項について広報及び啓発活動を行います。

- (1) いじめ防止の重要性、いじめについての相談制度や救済制度等について。
- (2) いじめ防止等に関する気運の醸成について。

## 12 相談体制の充実

県は、児童等や保護者が安心して相談できるよう相談体制の充実を図ります。

## 13 インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の推進

県は、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のため、次の事項について措置を講じます。

- (1) 児童等への情報モラル教育、保護者に対する啓発活動を進めます。
- (2) 学校及び保護者の連携を促進します。

## 14 長野県いじめ問題対策連絡協議会

- (1) 県は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置きます。
- (2) 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議します。
  - ① 県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項。
  - ② 基本方針に関する事項その他。

## 15 県立学校における重大事態への対応

県教育委員会は、県立学校において法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合において、自ら調査を行う場合には、専門知識を有する者等による調査を行います。

## 16 知事の調査

知事は、法第 30 条第 1 項（公共団体が設置する学校での重大事態）又は法第 31 条第 1 項（学校法人が設置する学校での重大事態）における報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、重大事態の調査の結果について調査を行います。